

令和5年1月23日

入札参加資格者 各位

須崎市総務課総務管財係

令和5年4月以降の建設工事に係る低入札価格調査基準価格
及び最低制限価格の端数処理について（お知らせ）

高知県の土木工事積算基準書の改定（平成30年4月）に伴い、須崎市における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の端数処理の単位を平成31年4月より別紙のとおり取り扱っておりましたが、本通知以後の取り扱いについて、下記のとおり変更して実施しますので、その旨を通知いたします。なお、算定式については、変更がないことを申し添えます。

記

1. 改定後の端数処理について

(1) 請負対象金額 (税抜き) 100万円以上について

算定式によって得られた低入札価格調査基準価格及び最低制限価格に「万円未満」の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。その場合の端数処理については、①又は②のとおり取り扱うこととする。

① 算定式により得られた額が、予定価格の10分の9.2を超える場合
→予定価格の10分の9.2の額（「万円未満」を切り捨て）

② 算定式により得られた額が、予定価格の10分の7.5に満たない場合
→予定価格の10分の7.5の額（「万円未満」切り上げ）

(2) 請負対象金額 (税抜き) 100万円未満について

算定式によって得られた低入札価格調査基準価格及び最低制限価格に「千円未満」の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。その場合の端数処理については、①又は②のとおり取り扱うこととする。

① 算定式により得られた額が、予定価格の10分の9.2を超える場合
→予定価格の10分の9.2の額（「千円未満」を切り捨て）

② 算定式により得られた額が、予定価格の10分の7.5に満たない場合
→予定価格の10分の7.5の額（「千円未満」切り上げ）

以上